

「被扶養者（ご家族）の資格調査」実施について

日頃は健康保険組合の運営にご協力頂き誠に有難うございます。
本年も「被扶養者（ご家族）の資格確認調査」を実施させていただきます。
この調査は厚生労働省の通達に基づき、被扶養者として認定された状況が現在も継続されているかどうかを確認する為に毎年実施している重要な調査です。
つきましては同封の「健康保険被保険者・被扶養者調査表」（以下調査表）の記載内容を確認し、必要事項を記入頂き、必要書類（同封の【必要添付書類一覧】を参照）を添付して必ず提出期限までに提出ください。尚、提出期限までに提出されない場合は、健康保険証が無効となる場合がありますのでご注意ください。

■調査対象者 ①＜配偶者＞調査表、添付書類の提出は原則不要

今年度より個人番号を介した行政機関間の情報照会により情報取得を健康保険組合にて行いますので、所得証明書等の提出は原則不要となりました。ただし、情報照会ができなかった場合は、必要書類の提出を別途ご案内いたします。

②＜配偶者以外の被扶養者（ご家族）＞18歳以上 平成15年4月2日以降生まれの方は対象外

①②いずれも令和3年2月以降認定の方は対象外

■記入事項 職業、年間収入（令和3年度・令和2年1月～12月分）などを記入ください。

・同封の【記入例】を参考にして記入ください

■確認事項 記載事項について確認し、訂正がある場合は二重線で削除し、赤字で訂正欄に記入ください。

・住所については健康保険組合のシステム上、別居の場合でも家族全員が同じ住所表示になります

■提出物 調査表、必要書類

・同封の【必要添付書類一覧】参照の上、必ず提出ください。

■提出期限 令和3年11月30日（火）コクヨ健康保険組合必着

■提出先

＜社内便＞ 本社 7階 健康保険組合 田畑宛
＜社外郵便＞ 〒537-8686 大阪市東成区大今里南6-1-1
コクヨ健康保険組合 田畑宛

★以下の場合には扶養削除の申請が必要です。（裏面の【被扶養者の基準について】を参照ください）

- ・生計維持がされていない
- ・被扶養者が就職して健康保険証を取得した
- ・被扶養者の年収が130万円（60歳以上は180万円）以上となっていた
- ・被扶養者の年収が被保険者の収入の1/2 以上となった

⇒同封の「健康保険被扶養者異動届兼認定削除通知書」にご記入頂き（**削除理由は必ず記入**）、調査表、コクヨ健康保険証（就職した場合は就職先の保険証コピーも）と一緒に提出ください。

⇒今回の調査で被扶養者としての資格がないと判明した場合、**事由発生時（就職された日、収入が基準を超えた翌月、年金受給開始月等）に遡って削除となり、その期間に受診された医療費の健康保険組合負担分や健診費用等は返還いただくことになります。**

※コクヨ健康保険組合ホームページ「おしらせ」の「令和3年度被扶養者資格調査実施について」に添付のQ&A もご参照ください。

※疑問点や質問につきましては、以下までお問合せください。

コクヨ健康保険組合 担当：田畑 TEL 06-6973-9478 メール kuniko_tabata@kokuyo.com

【被扶養者の基準について】

■被扶養者とは

主に被保険者の収入によって生活（生計維持）をしている人で、
年収が130万円未満（60歳以上の方や障害者の方は180万円未満）の家族となります。

■年収：控除前の金額です。

年金（遺族年金や障害年金、生命保険契約等に基づく個人年金等も含む）や
失業給付金・交通費（通勤手当）なども含めたすべての収入です。

■別居の場合は

年収が130万円未満（60歳以上の方や障害者の方は180万円未満）で、被保険者が被扶養者の年収以上の
仕送りをしていることが条件になります。

仕送りは毎月必要です。（生活費の手渡しや2～3ヶ月分まとめて等の一括送金は認められません）

仕送り証明書として、毎月の送金明細がわかるもの（通帳等のコピー）を添付してください。

また、過去1年間の仕送り明細を同封の【仕送り明細書】に記入、捺印頂き提出してください。

仕送り証明書

直近1年間の銀行・郵便局の振込み控え、現金書留控え、通帳（写し）など
振込人、受取人がそれぞれわかるもの。通帳コピーの場合、送金以外の部分は消してください。

		130万円 (180万円)	認定
*同居の場合		1/2	
対象者 (被扶養者) の年収			○ 130万円 (180万円) 未満 本人年収の1/2未満
被保険者 (本人) の年収			
対象者 (被扶養者) の年収			✕ 本人年収の1/2以上
被保険者 (本人) の年収			
		1/2	
対象者 (被扶養者) の年収			✕ 130万円 (180万円) 以上
*別居の場合			
対象者 (被扶養者) の年収			○ 130万円 (180万円) 未満で 仕送>被扶養者年収
被保険者 (本人) の仕送り			
対象者 (被扶養者) の年収			✕ 仕送<被扶養者年収
被保険者 (本人) の仕送り			
対象者 (被扶養者) の年収			✕ 130万円 (180万円) 以上

【必要添付書類一覧】

下記一覧表を参考に対象となる方の該当する書類をすべて添付ください。

- ◆役所で発行される証明書は全て3ヶ月以内に発行されたものを提出ください。
- ◆証明書については個人番号（マイナンバー）の表記がないもの。
- ◆所得証明書として「源泉徴収票」は不可。
- ◆パートタイマー・アルバイトの場合は前年の給与明細書を必ず保管しておいてください。
- ◆書類の内容により、追加書類をお願いする場合があります。

子以外は
裏面参照

対象者	収入状況	添付書類
配偶者	収入なし	行政機関間ネットワークから個人番号を介して所得証明書や課税・年金情報を健康保険組合が取得・内容確認。 ※一部の方には、公的書類等の提出をお願いする場合があります。
	収入あり	
子	収入あり・なし	■学生（予備校生含む） ・学生証（表裏）コピー（又は在学証明書）
	同居 収入あり・なし	■学生以外 ・所得証明書（又は非課税証明書）R3年度 ・住民票
	別居 収入あり・なし	■学生以外 ・所得証明書（又は非課税証明書）R3年度 ・住民票 ・仕送り明細書 ・仕送り証明書コピー

添付書類	入手先・注意事項
所得証明書 （非課税証明書）	■令和3年1月1日時点で住民票があった市町村での交付となります（遠方の場合は、郵送申請可能です） ・証明は令和2年の内訳となります ・所得証明書が交付されない場合は、非課税証明書を添付してください（市区町村によって対応は異なります）
住民票	■市区町村 ・世帯全員が表示されているもの ・世帯主および続柄の表記は省略しないでください
直近の年金通知書コピー （振込・改定通知書）	■年金機構、保険会社等から届く直近の年金改定通知書又は振込通知書 ・対象は国民年金、厚生年金、遺族年金、障害年金、企業年金、恩給、個人年金等年金として受給があるもの ・受給者の氏名が明記されていること
確定申告書および 収支内訳書のコピー	■税務署 ・税務署に申告したもの
学生証コピー	■就学先 ・学生証コピーは表裏お願いします（現在有効で有効期限が明記されているもの） ・在学証明書でも可
仕送り明細書	■同封の仕送り明細書に記入ください
仕送り証明書	・直近1年間の振込人、受取人、送金額がそれぞれわかるもの ・通帳コピーの場合、送金以外の部分は消してください

対象者		収入状況	添付書類
実父母 義父母 その他 兄・姉 など	同居	収入なし	・所得証明書（又は非課税証明書） R3年度 ・住民票
		収入あり	■給与収入のみの方（パート・アルバイト含む） ・所得証明書 R3年度 ※源泉徴収票は不可 （対象者の名前で発行された「市民税決定通知書」「市民税・府民税通知書」でも可） ・住民票
			■年金受給者の場合 ※（障害年金・遺族年金・個人年金等含む） ・所得証明書 R3年度 ※源泉徴収票は不可 ・住民票 ・直近の年金通知書コピー（振込・改定通知書）
	別居	収入あり	■自営業、不動産収入、農業所得、利子収入、投資収入、雑収入等ある方 ・所得証明書 R3年度 ※源泉徴収票は不可 ・住民票 ・確定申告書コピー R2年度分 ・収支内訳書コピー R2年度分
			■給与収入のみの方（パート・アルバイト含む） ・所得証明書 R3年度 ※源泉徴収票は不可 （対象者の名前で発行された「市民税決定通知書」「市民税・府民税通知書」でも可） ・住民票 ・仕送り明細書 ・仕送り証明書コピー
			■年金受給者の場合 ※（障害年金・遺族年金・個人年金等含む） ・所得証明書 R3年度 ※源泉徴収票は不可 ・住民票 ・直近の年金通知書コピー（振込・改定通知書） ・仕送り明細書 ・仕送り証明書コピー
実父母 義父母 その他 兄・姉 など	別居	収入なし	・所得証明書（又は非課税証明書） R3年度 ・住民票 ・仕送り明細書 ・仕送り証明書コピー
		収入あり	■自営業、不動産収入、農業所得、利子収入、投資収入、雑収入等ある方 ・所得証明書 R3年度 ※源泉徴収票は不可 ・住民票 ・確定申告書コピー R2年度分 ・収支内訳書コピー R2年度分 ・仕送り明細書 ・仕送り証明書コピー
			■給与収入のみの方（パート・アルバイト含む） ・所得証明書 R3年度 ※源泉徴収票は不可 （対象者の名前で発行された「市民税決定通知書」「市民税・府民税通知書」でも可） ・住民票 ・仕送り明細書 ・仕送り証明書コピー

仕送り明細書

(別居されている扶養家族がいらっしゃる場合にご記入ください。なお、**単身赴任の場合の別居は提出不要です。**)

*** 太枠欄のみ記入してください。**

被保険者証	記号		氏名		標準報酬月額	(健保記入欄)
	番号				年収推定額	(健保記入欄)
1.申請する別居家族の氏名	申請する別居家族の氏名(A)	年齢	被保険者との続柄	(A)からみた被保険者の続柄	年間収入	
		歳				
		歳				
2.申請する別居家族と同居している者の有無 有・無 (有の場合右欄記入)	(A)と同居家族の氏名	年齢	(A)との続柄	職業	年間収入	
		歳				
		歳				
3.申請する別居家族の住居の名義人	(A) と の 続 柄)					
4.申請する別居家族に対する仕送り額内訳	仕送り内訳	被保険者からの仕送り		その他からの仕送り(続柄)		
	毎月	円		円		
	ボーナス時	円		円		
	年額合計	円		円		
5.被保険者からの送金方法 (いずれかに○印記入) 手渡しでは認められません。	ア. 銀行振込	直近12カ月分の振込明細書(振込人・受取人の通帳のコピー)を添付ください				
	イ. 郵便振込	直近12カ月分の振込明細書(振込人・受取人の通帳のコピー)を添付ください				
6.別居の理由 (できるだけ詳しく記入)						
7.別居家族への扶養能力念書	コクヨ健康保険組合 理事長殿 (1) 別居家族 _____ に対し、上記の通り経済援助を行います。 (2) 上記記載事項に相違ありません。 尚、変更を生じた場合には、速やかに申告いたします。 令和 年 月 日 被保険者氏名 _____ 印					
提出にあたっての注意事項	(1) この明細書は、被保険者との「生計維持関係」を確認するためのものです。 事実を具体的にご記入ください。 (2) 被保険者の仕送り額が申請する別居家族の年間収入より多いことが扶養の条件となります。 経済援助については、手渡しは認められません。 (3) 今後、健康保険組合が送金事実の証明を求めた場合、速やかに提出してください。 提出されない場合には認定取り消しとなります。					

常務理事	事務長	係

健康保険被扶養者異動届兼 認定 通知書
削除

年 月 日 提出

① 被保険者証	記号 番号			② フリガナ 被保険者 氏名	③ 性別		④ 昭和 平成	生 年 月 日	
⑤ 被保険者資格 の取得年月日	年 月 日		⑥ フリガナ 被保険者 の現住所	〒 一 都 道 府 県					
⑦ 増 減	フリガナ 被扶養者の氏名	⑧性別	⑨ 生 年 月 日	⑩ 続柄	⑪ 職業・収入	⑫ 世帯区分	⑬ 異動の理由	⑭ 認定・削除 年月日	⑮ 備 考
増		男	S H R	年 月 日		同居		R	年 月 日
減		女			円	別居			
増		男	S H R	年 月 日		同居		R	年 月 日
減		女			円	別居			
増		男	S H R	年 月 日		同居		R	年 月 日
減		女			円	別居			
増		男	S H R	年 月 日		同居		R	年 月 日
減		女			円	別居			
増		男	S H R	年 月 日		同居		R	年 月 日
減		女			円	別居			

〔注意〕

- 記入漏れのないようにしてください。なお、削除の場合は該当者の保険証を添えて提出してください。
- 就職されて扶養から外れる場合は新しい就職先の保険証コピーを添付してください。
- 性別、年号、増減別、世帯区分は該当項目を丸で囲むか、不要項目を削除してください。
- 子の扶養で配偶者がコクヨ健康に加入していない場合、被保険者（本人）の前年度源泉徴収票および配偶者の前年度所得証明書も必ず添付ください。

コクヨ健康保険組合

受付日付印

事業所	所在地 名称 事業主名
-----	-------------------

